

## 3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 この章は、平成13年分の源泉所得税の課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査若しくは標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は、標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは一致しない。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目					調査方法
		源泉徴収義務者数	支払人員	支払金額等	給与 人員 支払金額	税額	
3-1 総括							
(1) 課税状況	所得種類別等						全数調査
(2) 源泉所得税額の累年比較	"						"
(3) 源泉徴収義務者数の累年比較	"						"
3-2 源泉所得税の種類別課税状況							
(1) 利子所得等の課税状況	課税・非課税別						標本調査
(2) 配当所得の課税状況	"						"
(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況	"						"
(4) 給与所得、退職所得の課税状況	所得種類別						"
(5) 報酬・料金等所得の課税状況	該当条文別						"
(6) 非居住者等所得の課税状況	課税・非課税別						"
(7) 源泉徴収税額の所得種類別構成図	所得種類別等						"
(8) 源泉徴収税額の推移図	"						"
3-3 税務署別課税状況	"						全数調査
3-4 課税状況の累年比較	"						全数調査
3-5 源泉徴収義務者数の状況							
(1) 税務署別状況	"						全数調査
(2) 給与所得の支給人員階級別徴収義務者数	支給人員階級別						"
3-6 民間給与実態統計調査結果(抜粋)							
(1) 給与階級別給与所得者数及び給与総額等							標本調査
(2) 平均給与(北陸3県)							"
(3) 企業規模別、業種別、事業所規模別給与所得者数及び平均給与額							"

## 3 源泉徴収税率

所得種類	内 容	税 率		
利子所得	源泉分離課税	15%		
配当所得	源泉分離選択課税適用分	35%		
	総合課税適用分	20%		
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)		
退職所得	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	('退職所得の源泉徴収税額速算表'に定める額)		
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%		
報酬・料金等所得	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)	1回の支払金額	$\left\{ \begin{array}{ll} 100万円までの部分 & 10\% \\ 100万円超の部分 & 20\% \end{array} \right.$	
	弁護士、税理士等(同条同項第2号)			
	職業野球選手、騎手等(同条同項第4号)			
	芸能等についての出演、演出等(同条同項第5号)			
	契約金(同条同項第7号)			
	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条同項第2号)	控 除 額	税 率	
		1回の支払金額につき	1万円	10%
	職業拳闘家(同条同項第4号)	"	5万円	
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同条同項第4号)	月中の支払金額につき	12万円	
	バー・キャバレーのホステス等(同条同項第6号)	1回の支払金額につき	(5千円×営業日数)	
	広告宣伝の賞金(同条同項第8号)	1回に支払われる賞金品の額につき	50万円	
	競馬の馬主が受ける賞金(同条同項第8号、174条)	1回の支払賞金額につき	(賞金額の20%+60万円)	
	診療報酬(同条同項第2号)	月分の支払金額につき	20万円	
	公的年金等(所得税法第203条の2)	扶養親族等申告書の提出のある者 (基礎的控除+人的控除)×月数 扶養親族等申告書の提出のない者 公的年金等の支給金額×25%		
	芸能法人(所得税法第174条第10号)			
	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条) (支払年金額-支払年金額に対応する保険料又は掛金の額)が年額25万円以上の場合			

## 4 民間給与実態統計調査の概要

- (1) この調査は、国税庁において毎年実施しているもので、統計法第2条に基づく指定統計(第77号)である。
- (2) この調査は、民間企業における年間の給与の実態を、給与階級別、企業規模別、事業所規模別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。
- (3) 調査の対象は、平成13年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)であるが、次のものは除外してある。

日雇労働者、公務員、公団・公庫職員等、すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

- (4) 調査の方法は、調査方式によっており、標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

## 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

## 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において、年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段抽出は、標本事業所が行った。

- (5) 事業所の従業員数による層別、抽出率等は、次のとおりである。

層別	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率	事業所における給与所得者の抽出率	全体としての給与所得者の抽出率 ×	標本事業所数
第1層	人 1～9	1/400	1/1	1/400	222
2	10～29	1/200	1/2	1/400	71
3	30～99	1/60	1/5	1/300	83
4	100～499	1/15	1/20	1/300	96
5	500～999	1/3	1/50	1/150	38
6	1,000～4,999	1/1	1/100	1/100	50
7	5,000人以上	1/1	1/200	1/200	3
8	本社	1/1	1/10	1/10	70
合 計					633

(注)「本社」とは、従業員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

この調査結果の全国計数の詳細については、「平成13年分税務統計から見た民間給与の実態」(平成14年9月国税庁企画課刊行)を参照されたい。